

決裁・供覧

件名	開示請求された文書の開示・不開示について (2016.10.3-本本B1055)			文書番号		
				内閣発簡第20056号		
伺い文	<p>標記について、案のとおり決定、通知してよろしいか。 この件は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求された行政文書につき（案1）のとおり開示決定し、（案2）のとおり、上申者宛てに通知するものである。</p>					
起案	起案日	平成28年11月30日		受付日	平成28年11月2日	
	部署	防衛省 内部部局 大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室		決裁 決裁処理期限日	平成28年12月2日	
				決裁 決裁日	平成28年12月1日	
	起案者	[REDACTED]		施行 施行処理期限日		
	連絡先	[REDACTED]		施行日	平成28年12月1日	
	分類名称	大分類	個人の権利義務		施行先	陸上幕僚長
		中分類	許認可等		施行者	防衛大臣
		名称(小分類)	平成28年度情報公開起案簿		取扱上の注意	
		秘密区分			格付け 機密性格付け	1
	取扱区分	秘密期間終了日			格付け 取扱制限	
指定事由				保存 行政文書保存期間	特定日以後5年(許認可)	
				保存 保存期間満了時期		
決裁・供覧欄	内部部局 大臣官房 豊田 輝 (官房長) [REDACTED]					
	内部部局 大臣官房 文書課 [REDACTED]					
	内部部局 大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [REDACTED]					
	内部部局 大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [REDACTED]					
	内部部局 大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [REDACTED]					
備考						

(案1)

平成28年 月 日

開示請求に伴う開示・不開示の決定

請求受付番号2016.10.3-本本B1055の開示請求に係る行政文書について、下記のとおり決定する。

記

- 1 請求された行政文書の名称等
南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報
- 2 特定した行政文書の名称等
開示請求された「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」に係る行政文書
- 3 開示・不開示の別
不開示（不存在）
- 4 不開示とする部分
全て
- 5 不開示とする理由
本件開示請求に係る行政文書について存否を確認した結果、既に廃棄しており、保有していなかったことから、文書不存在につき不開示とする。
- 6 開示部分の概要（開示に当たって検討を要した部分）
特記事項なし
- 7 開示担当課室及び機関等開示担当課室
開示担当課室：大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
機関等開示担当課室：陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課
- 8 関係課室
統合幕僚監部参事官
- 9 文書管理者
なし
- 10 備考
なし

(案2)

防 官 文 第 号
2 8 . .

陸上幕僚長 殿

防衛大臣
(公印省略)

請求受付番号2016.10.3一本本B1055の開示請求に係る
行政文書の開示・不開示決定について (通知)

標記について、不開示 (不存在) とすることとしたので通知する。

関連文書：陸幕総第1203号 (28.11.2)